第22期第19回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和5年12月22日(金)9時45分~10時10分
- 2 場 所 くしろ水産センター3F 大会議室
- 3 出席委員 柳谷法司 亀田元教 上野 仁 後藤義勝 石川和男 神山久典 秋森新二 中村純也 西田達雄 山﨑貞夫 近藤龍洋 (欠席委員:川崎一好)
- 4 事務局 佐々木事務局長 山方主任 田中主事 曽谷主事
- 5 臨 席 者 釧路総合振興局 武蔵水産課長 服部漁業管理係長 十勝総合振興局 小川水産課長、高森技師
- 6 議事事項

議案第1号 制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申) 議案第2号 定置漁業の免許申請について(答申)

7 報告事項

- (1) まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 8 その他
- 9 議事の経過

(1) 開 会

事務局

お疲れ様でございます。

本日は所要のため川崎会長が欠席となりましたので、本日の進行は柳谷副会長へお願いいたします。

それでは、只今から、第22期第19回釧路十勝海区漁業調整委員会を 開催します。

開会にあたりまして、柳谷副会長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 柳谷副会長挨拶

おはようございます。

御案内のとおり川崎会長が欠席となりましたので、本日の議事進行を勤めさせていただきます。

公務ご多忙の中、釧路及び十勝総合振興局の水産課長をはじめ、担当者の方々にご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年から取りかかってきた漁業権切替も、残るのは定置免許のみとなっており、本日の議題であります免許申請者の審議を経て、来年2月1日に免許される予定となっております。

本日の議案は、その免許申請者の適格性審査を含め、議事事項2件、 報告事項1件となっております。

委員の皆様には慎重な審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

(3) 出席人員報告

事務局 この後の会議進行は、柳谷副会長にお願いいたします。

副会長 それでは、出席人員を報告いたします。

委員総数12名中、出席委員は11名であり、過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

(4) 議事録署名委員の選出

副会長 次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第7条の規定により、 私から指名させていただきます。

本日の議事録署名は、亀田委員と近藤委員にお願い致します。

(5) 議事の経過

副会長 それでは、議事事項に入ります。

議案第1号「制限措置の内容及び申請すべき期間について」を 上程いたします。 事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について、ご説明します。

釧路総合振興局が所管する知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間ついて、北海道知事から当委員会へ諮問がありました。 詳細については、釧路振興局から説明いたします。

釧路振興 局服部係

長

釧路総合振興局水産課漁業管理係長の服部です。

私から説明させていただきます。

資料1ページ目をご覧ください。知事からの諮問文になります。 今回の諮問は1件です。

小型機船底びき網漁業のほっきがいを対象とした知事許可漁業に関する 諮問です。

2ページ目には、公示する制限措置の内容を記載しております。

操業区域は、釧海共第1号共同漁業権漁場区域で、浜中漁協の沖合海域 の漁場区域となります。

操業始期が1月1日ですので、この時期に諮問させていただきました。 ほかの海域については、操業始期に合わせて、改めて諮問させていただ きます。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の65隻については、浜中漁協の行使規則に沿って設定しております。

その他の項目については、従前どおりの内容となっておりますので、御 審議をよろしくお願いします。

副会長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員 (なし)

副会長 異議無しということでよろしいですか。

各委員 (は い)

副会長 それでは、議案第1号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。 次に、議案第2号「定置漁業の免許申請について」を上程いたします。

- 2 -

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号について、ご説明します。

資料1-1をご覧ください。このたび、令和5年12月15日付けで、 北海道知事より釧路十勝海区漁場計画(第15次定置漁業権)の免許申請 について、漁業法第70条の規定により諮問がありました。

内容は、漁業法第69条第1項の規定により定置漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。

2ページ~1 0ページは釧路管内分、1 1ページ~1 7ページに十勝管内分の免許申請一覧表を添付しております。

今回ご審議いただくのは、令和5年10月31日付け北海道告示第11459号で告示された、釧路十勝海区漁場計画の定置漁業権の追加変更に係る免許申請についてです。

告示された57件の漁場に対し、各1件、計57件の免許申請がありました。

なお、同一の漁場に対して複数の免許申請(競願)はありませんでした。 た。

免許申請一覧表の上段、道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されているとのことです。

また、その下、免許申請一覧表の下段の方に北海道における審査状況が記載されておりますが、申請書類等から、いずれの申請も漁業法第72条第1項の適格性を有する者に該当し、法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないとなっております。

個別審査の前に、免許申請時における海区漁業調整委員会の役割をご説明いたします。 資料 1-2 をご覧ください。これは 7 月に行いました共同、区画の審議の際にお配りしたものと同じものでございます。

1つ目の「○」として、免許申請があった場合は、知事は「適格性を有しない者」及び「免許をしない場合」に該当するか否かを海区漁業調整委員会に意見を聞くこととされており、

2つ目の「○」として、海区委員会では、申請者が同法第72条第1項の「適格性を有しない者」及び同法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否かに関して、申請のあった漁場番号毎に審議することとなります。

なお、これに該当する旨を知事に対し、意見を述べようとするときは、 当該申請者から公開による意見聴取をした上で、この旨の意見を述べるこ ととなります。

次に審査する内容ですが、(一)免許をしない場合に該当するのは、1 号から4号までございます。

第1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合

第2号は、公示した海区漁場計画と異なる申請の場合

第3号は、その漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき

第4号は、免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合 又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意 がない場合となっております。

これに該当する場合は、免許をしない場合に該当します。

(二)適格性を有しない者ですが、第1項と第2項がありますが、定置は個別漁業権のため、第1項が該当します。

第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守

することが見込まれない者であること。

第2号は、暴力団員等であること。

第3号は、法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前 二号のいずれかに該当する者があるものであること。

第4号は、暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

これに該当する場合は適格性を有しない者となります。

最後に、漁業権の免許申請に係る審議につきましては、漁業法第146条の規定により、「海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することが出来ない」こととされております。

これは、審議の中立性が確保されていないとの疑義が生じることのないよう、適切な運営に努める必要があるためであり、漁業法第146条の規定に該当する委員にあっては、当該議事に委員として出席することが出来ませんので、ご了知願います。

なお、第146条但し書きでは、委員会の承認があった場合には、決定 に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言す ることは出来ます。

また、委員外の立場として当該議事を傍聴することは、認められておりますことを申し添えます。

説明は以上ですが、繰り返しとなりますが、

海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、また、漁業法第72条の「適格性を有しない者」に該当するか否か、資料1-3審査調書により、漁場番号毎に申請者1件ずつ、ご審議いただくべきところですが、時間の制約もあり、各地区毎にご審議いただきたいと思います。

それでは柳谷副会長の進行によりまして、各地区毎に審議をして頂きたいと思いますが、この審議に対しましては、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び72条の「免許の適格性を有しない者」について、

「該当する」または「該当しない」とハッキリと発言をして頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

副会長

只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員

(な し)

副会長

それでは審議に入ります。

只今、事務局から説明のあったとおり、本議案に関しては、漁業法の規定により、これから指名する委員は、関係する漁場の審査では議事に参与することができません。

「昆さけ定第2号」かかわる「後藤委員」、

「釧路さけ定第4号」にかかわる「近藤委員」

「豊頃さけ定第3号、5号、6号」にかかわる「中村委員」、

「大樹さけ定第1号から第6号」にかかわる「神山委員」、

「広尾さけ定第5号」にかかわる「亀田委員」。

以上の5名につきましては、該当する漁場の審議において、評決に加わることができませんので、ご承知願います。

なお、ただいま指名された委員につきましては、漁業法第146条ただし書きにより、該当する漁場の審議になりましたら、委員外という立場から、その場で傍聴していただくこととしたいが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

各委員

(は い)

副会長

それでは審議に入ります。

資料1-3の審査調書の順番に、地区毎に審査して参ります。

なお、審議にあたり、第71条第1項の「免許しない場合」及び第72 条の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」又は 「該当しない」とハッキリ発言願います。

それでは事務局より説明を続けていただきたいと思います。

事務局

それでは、資料1-3の審査調書により審査をお願いいたします。 まず、浜中漁協関係分から、審査調書1ページ、浜中さけ定第1号から 第6号については、いずれも浜中漁業協同組合ほか5名による共同申請で す。以上です。

副会長

浜中さけ定第1号から第6号については、該当しますか、該当しませんか。

各委員

該当しません。

副会長

はい。

事務局

次に散布漁協関係分、同じく審査調書1ページ、浜中さけ定第7号から 第10号は、いずれも散布漁業協同組合ほか2名による共同申請です。 以上です。

副会長

浜中さけ定第7号から第10号については、該当しますか、該当しませんか。

各委員

該当しません。

副会長

はい。

事務局

次に昆布森漁協関係分、審査調書2ページ、昆さけ定第1号は、西村寿 一ほか8名による共同申請です。

昆さけ定第2号は、後藤義勝ほか7名による共同申請です。

3ページ、昆さけ定第3号は、佐々木裕一ほか10名による共同申請です。

昆さけ定第4号は、有限会社和田漁業部による単独申請です。

昆さけ定第5号は、川原田良己ほか8名による共同申請です。

昆さけ定第6号は、有限会社丸万尾崎漁業部による単独申請です。

昆さけ定第7号は、有限会社航伸漁業部による単独申請です。

昆さけ定第8号は、有限会社古沢漁業部による単独申請です。

4ページ、昆さけ定第9号は、小林千敏ほか6名による共同申請です。 昆さけ定第10号は、小林俊博ほか4名による共同申請です。

以上です。

副会長

| 昆さけ定第1号から第10号については、該当しますか、該当しません| |か。 各委員 該当しません。

副会長はい。

事務局 次に釧路市東部漁協関係分、同じく審査調書4ページ、釧路さけ定第1 号は、有限会社能登漁業による単独申請です。

釧路さけ定第2号、第3号は、いずれも有限会社東部丸協水産による単独申請です。

以上です。

副会長 釧路さけ定第1号から第3号については、該当しますか、該当しませんか。

各委員 該当しません。

副会長はい。

事務局 次に釧路市漁協関係分、同じく審査調書4ページ、釧路さけ定第4号 は、釧路市漁業協同組合ほか6名による共同申請です。 以上です。

副会長 釧路さけ定第4号については、該当しますか、該当しませんか。

各委員 該当しません。

副会長はい。

事務局 次に白糠漁協関係分、審査調書5ページ、白糠さけ定第1号は、有限会社イチャマニ雲津漁業部による単独申請です。

白糠さけ定第2号は、大村千惠子ほか2名による共同申請です。

白糠さけ定第3号は、新保太平ほか3名による共同申請です。

白糠さけ定第4号は、森清孝ほか1名による共同申請です。

白糠さけ定第5号は、石田豊ほか2名による共同申請です。

6ページ、音さけ定第1号は、田森滋ほか4名による共同申請です。 音さけ定第2号から第4号は、いずれも片山清孝ほか11名による共同 申請です。

以上です。

副会長 白糠さけ定第1号から第5号、音さけ定第1号から第4号については、 該当しますか、該当しませんか。

各委員 該当しません。

副会長はい。

事務局 次に大津漁協関係分、審査調書7ページ、

浦幌さけ定第1号から第4号は、いずれも株式会社七協水産ほか7名による共同申請です。

浦幌さけ定第5号は、有限会社十勝太水産による単独申請です。

豊頃さけ定第1号は、株式会社一伸水産による単独申請です。

豊頃さけ定第2号は、有限会社共栄水産による単独申請です。

豊頃さけ定第3号、第5号、第6号は、いずれも株式会社中村漁業部ほか4名による共同申請です。

豊頃さけ定第4号は、共和漁業有限会社による単独申請です。以上です。

副会長 浦幌さけ定第1号から第5号、豊頃さけ定第1号から第6号については、該当しますか、該当しませんか。

各委員 該当しません。

副会長はい。

事務局 次に大樹漁協関係分、審査調書8ページ、大樹さけ定第1号から第6号 は、いずれも有限会社大樹水産ほか6名による共同申請です。 以上です。

副会長 大樹さけ定第1号から第6号については、該当しますか、該当しませんか。

各委員 該当しません。

副会長はい。

事務局 次に広尾漁協関係分、審査調書9ページ~14ページ、広尾さけ定第1号から第3号、第6号、第7号は、いずれも広尾漁業協同組合ほか123名による共同申請です。

14ページ、広尾さけ定第4号は、有限会社高松定置漁業による単独申請です。

広尾さけ定第5号は、亀田漁業有限会社による単独申請です。 以上です。

副会長 広尾さけ定第1号から第7号については、該当しますか、該当しませんか。

各委員 該当しません。

副会長はい。

これで、全ての審査が終わりました。

いずれの申請も、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」に該当するとの発言が無かったことから、全申請者について、第72条の適格性があり、また、第71条第1項の免許しない場合には該当しないものとして北海道知事に答申いたしますが、これでよろしいですか。

各委員 (はい)

副会長 それでは、そのように決定します。 次に報告事項に入ります。 報告事項1「まいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事 管理漁獲可能量の変更について」事務局より説明願います。

事務局

報告事項1をご覧ください。

令和5年12月13日付けで令和5管理年度に係るまいわし太平洋系群のTAC数量を変更した旨、北海道知事から報告がありました。

国の留保枠から追加配分があったものです。

北海道漁獲可能量 変更前38,600トン 変更後65,600トン

まいわし太平洋系群に係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針において、全量を北海道漁獲可能量へ配分するものとなっております。

なお、本年3月14日、書面により開催しました海区委員会において、 北海道資源管理方針に基づく配分数量の変更については、海区委員会へ事 後報告で対応することに決定しているため、このたび報告があったもので す。

説明は以上です。

副会長

只今の説明について、ご質問はありませんか。

各委員

(な し)

副会長

本日予定の議題は以上です。

その他として、委員の皆さんから何かありますか。

各委員

(な し)

副会長

事務局から何かありますか。

事務局

お配りした資料1-1、資料1-3については、個人情報が記載された 資料となっております。

本年4月から国の個人情報保護法が施行されており、個人情報の適切な管理、情報流出防止が求められておりますので、資料の管理にあたっては十分注意をお願いします。

なお、リスク回避のため、不要であれば、こちらで処分いたしますので、お帰りの際は机に置いたままにしていただければと思います。

よろしくお願いします。

また、次回の開催は来年3月上旬又は中旬で考えております。 別途、日程調整させてもらいます。

以上です。

副会長

それでは、他になければ、以上で、本日の委員会を閉会します。 ご苦労様でした。